様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）甲州市長

甲州市移住支援事業補助金交付申請兼実績報告書

甲州市移住支援事業補助金を交付されるよう、甲州市移住支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ）  氏　　名 |  | 生年  月日 | 年　　月　　日 |
| 住　　所 | 〒 | | |
| 電話番号 |  | 転入日 | 年　　月　　日 |
| メールアドレス |  |

２　補助金区分（該当欄に○を記入）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当 | 補助区分 |  | | |
|  | 単身 |  | | |
|  | 世帯 | 同時に転入した同一世帯の人数  （申請者を除く。） | | 人 |
|  | うち18歳未満の人数 | 人 |

２　就業の種類（該当欄に○を記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 該当 | 種類 |
|  | 就業 |
|  | 起業 |
|  | テレワーク |
|  | 関係人口 |

３　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額 | 円 |

４　転入前の住所　※東京２３区内に在住していた者は在住履歴を記載。

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 住所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

５　東京２３区内への通勤・通学履歴

※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内へ通勤していた者又は東京２３区内の大学等へ進学し、東京２３区内の企業等へ就職した者は通勤・通学履歴を記載。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 在勤・通学期間 | 就業・通学先 | 就業・通学地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　確認事項（いずれか該当する項目に〇を記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙「甲州市移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 誓約する　・　誓約しない |
| 別紙「甲州市移住支援事業に係る個人情報の取り扱い」に記載された内容について | 同意する　・　同意しない |
| 私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は同勢力と関係を有する者ではありません。 | はい　・　いいえ |
| 補助金の申請日から５年以上継続して、甲州市に居住する意思について | 意思あり　・　意思なし |
| （就業の場合のみ記載）補助金申請日から５年以上継続して、就業先法人に勤務する意思について | 意思あり　・　意思なし |
| （就業の場合のみ記載）私は就業先法人の代表者または取締役などの経営を担う者と、３親等以内の親族に該当する者ではありません。 | はい　・　いいえ |
| （テレワークの場合のみ記載）甲州市への移住は所属からの命令ではなく、自己の意思です。 | はい　・　いいえ |

別紙

甲州市移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　甲州市移住支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次の各号に掲げる区

分に該当する場合には、市の返還請求に対し、直ちに補助金の全額又は半額を返還

します。

1. 全額の返還

ア　受給者が虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けた場合

イ　補助金の申請日から３年未満に転出した場合

ウ　補助金の申請日から１年以内に当該補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ　起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

(２)　半額の返還

補助金の申請日から３年以上５年以内に転出した場合

２　甲州市移住支援事業補助金交付要綱第１０条の規定に基づく報告及び調査について、市長から求められた場合にはそれに応じます。

甲州市移住支援事業に係る個人情報の取り扱い

山梨県及び甲州市は、甲州市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山梨県及び甲州市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。